

環境配慮型プロポーザル方式に係る手続開始の公示

(建築のためのサービスその他技術的サービス(建設工事を除く))

次のとおり技術提案書の提出を招請します。

令和4年8月4日(木)

掲載責任者

沖縄振興開発金融公庫本店 会計役 當間 直治

1. 業務の概要

- (1) 業務名 沖縄振興開発金融公庫北部支店建築工事設計業務
- (2) 業務内容 本業務は、沖縄県名護市に計画している沖縄振興開発金融公庫北部支店建築工事にかかる建築、建築設備、外構の設計及び積算業務を行うものである。
- (3) 履行期間 契約締結の翌日から 令和5年3月24日まで
- (4) 本業務は、「国及び独立行政法人等における温室効果ガス等の排出の削減に配慮した契約の推進に関する基本方針」に基づき、温室効果ガス等の排出の削減に配慮する内容をテーマとした技術提案を求め、技術的に最適な者を特定する環境配慮型プロポーザル方式の適用業務である。
- (5) 本業務は、当該設計業務にかかる受注予定者を特定する場合において、公募により参加を求め、参加表明者の配置予定技術者の資格、経験及び能力により技術提案の提出者を選定し、選定者に対し当該業務にかかる実施体制、実施方針、技術提案等に関する提案書(以下「技術提案書」という。)の提出を求め、技術提案書の内容が業務の履行に最も適した者を受注予定者とするプロポーザル方式による業務である。

2. 参加資格

参加表明書及び技術提案書の提出者は、以下の(1)(2)に掲げる要件及び資格を満たしている単体企業であること。

(1) 情報管理体制に関する要件

情報管理体制が確保されていること(詳細は業務説明書参照)。

(2) 単体企業

- ① 予算決算及び会計令(昭和22年勅令第165号)以下「予決令」という。)第70条及び第71条の規定に該当しない者であること。
- ② 沖縄総合事務局における令和3・4年度建築関係建設コンサルタント業務の一般競争(指名競争)参加資格の認定を受けていること。また、沖縄総合事務局長から、建設コンサルタント業務等に関し指名停止を受けている期間中でないこと。(会社更生法(平成14年法律第154号)に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法(平

成11年法律第225号)に基づき再生手続開始の申立てがなされている者については、手続開始の決定後、沖縄総合事務局長が別に定める手続に基づく一般競争(指名競争)参加資格の再認定を受けていること。)。なお、技術提案書の提出の時までに上記一般競争(指名競争)参加資格の認定を受けていなければならない。

- ③ 暴力団が実質的に経営を支配する業者又はこれに準ずるものとして、沖縄総合事務局開発建設部発注業務から排除する旨の通知「指名除外通知書」を沖縄総合事務局から受けた者(当該「指名除外通知書」についての取消し通報として、「指名除外取消通知書」を通知されたものは除く。)ではないこと。
- ④ 参加表明書及び技術提案書を提出しようとする者の間に資本関係又は人的関係がないこと(業務説明書参照)。
- ⑤ 建築士法(昭和25年法律第202号)第23条の規定に基づく一級建築士事務所の登録を行っていること。
- ⑥ 参加者は、沖縄総合事務局における令和3・4年度建築関係建設コンサルタント業務の一般競争(指名競争)参加資格の認定を受けている沖縄県内に本店を置く単体企業で、かつ5名以上の一級建築士が所属していること。

3. 技術提案書の提出者を選定するための基準

- (1) 専門分野の技術者資格
- (2) 平成24年4月1日以降の同種又は類似業務の実績及び技術的評価
- (3) 平成29年4月1日から令和4年3月31日の間に契約履行が完了した国土交通省等発注の営繕事業に係る業務の成績評価

4. 技術提案書を特定するための評価基準

- (1) 専門分野の技術者資格
- (2) 平成24年4月1日以降の同種又は類似業務の実績及び技術的評価
- (3) 平成29年4月1日から令和4年3月31日の間に契約履行が完了した国土交通省等発注の営繕事業に係る業務の成績評価
- (4) CPD取得単位の状況
- (5) 取組意欲(ヒアリングによる評価を行う。)
- (6) 業務の理解度、業務の実施方針、評価テーマに対する技術提案(技術提案書の内容及びヒアリングにより評価を行う。)

5. 手続等

- (1) 担当部局

〒900-8520 沖縄県那覇市おもろまち1丁目2番26号

沖縄振興開発金融公庫 庶務部庶務課

(2) 業務説明書の交付期間及び方法

- ① 交付期間：令和4年8月4日（木）から令和4年8月18日（木）まで
- ② 交付方法：「業務説明書交付」希望の旨を記載し、メールにて申し込む。
(shomu_choutatsu@okinawakouko.go.jp)

(3) 参加表明書の提出期限、提出場所及び提出方法

- ① 提出期限：令和4年8月18日（木）17時00分
- ② 提出場所：5. (1)に同じ
- ③ 提出方法：持参（書面にて3部提出）すること。

(4) 参加表明書に関する質問等の提出期限、提出方法、回答日及び回答方法

- ① 提出期限：令和4年8月10日（水）
- ② 提出方法：メールによる。(shomu_choutatsu@okinawakouko.go.jp)
- ③ 回答日：令和4年8月15日（月）<予定>
- ④ 回答方法：業務説明書交付者へメールにて回答

(5) 技術提案書の提出期限、提出場所及び提出方法（予定）

- ① 提出期限：令和4年9月20日（火）17時00分
- ② 提出場所：5. (1)に同じ
- ③ 提出方法：持参（書面にて8部提出）すること。

(6) 技術提案書に関する質問等の提出期限、提出方法、回答日及び回答方法

- ① 提出期限：令和4年9月9日（金）
- ② 提出方法：メールによる。(shomu_choutatsu@okinawakouko.go.jp)
- ③ 回答日：令和4年9月14日（水）<予定>
- ④ 回答方法：技術提案提出要請者へメールにて回答

6. その他

- (1) 手続において使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨に限る。
- (2) 契約保証金 免除
- (3) 契約書作成の要否 要
- (4) 関連情報を入手するための照会窓口 上記5. (1)に同じ。
- (5) 上記2. (1) ②に掲げる一般競争（指名競争）参加資格の認定を受けていない単体企業も上記5. (3) により参加表明書を提出することができるが、その者が技術提案書の提出者として選定された場合であっても、技術提案書を提出するためには、技術提案書の提出の時において、当該資格の認定を受けていなければならない。
- (6) 技術提案書に関するヒアリングを行う。
- (7) 詳細は業務説明書による。